

東三河総合体育大会に係る地域移行部活動参加規程

愛知県中小学校体育連盟東三河支部

愛知県中小学校体育連盟東三河支部は、部活動の地域移行に伴い、新たな活動方法を模索している学校等に配慮し、すべての中学生に大会参加の機会を与えるという趣旨から、以下の条件で部活動の地域移行のために編成された合同チーム（以下「地域移行部活動」という。）の東三河総合体育大会への参加を認める。

1 地域移行部活動としての活動条件

地域移行部活動は、地域移行した学校部活動または、今後の地域移行を視野に入れた学校部活動を母体として編成されたチーム、または、所管する教育委員会等が地域移行部活動と認めた部活動であること。

2 地域移行部活動の条件

(1) 参加申込書の提出

地域移行部活動は、母体となる学校長又は支所長もしくは所管する教育委員会に確認したチームとし、「地域移行部活動」参加申込書を提出する。

(2) 編成の組み合わせ

効率的な部活動運営を目的に練習を行っている支所内の中学校を中心に構成したチームであること。

3 複数校合同の範囲

その範囲は、原則支所の範囲における編成とする。

4 編成の手続き

(1) 支所長及び所管する教育委員会等の確認を受け、大会参加申込時に「地域移行部活動」参加申込書を提出する。

(2) 原則、参加競技を主催する県競技団体に原則加盟する。

(3) 特別な事由がある場合、支所中小体連で協議の上、支部中小体連事務局に申請し臨時に常任理事会を開催し決定する。

5 その他

(1) 上位大会に出場する場合は、「認定地域クラブ活動」として出場することとする。

※東海中学校体育連盟専門部及び日本中学校体育連盟競技部が示す条件を満たしているか確認すること。(3(2)当該競技団体へ登録されていない場合、競技によっては参加不可となる。

(2) 学校内の同一競技において、学校部活動のチームと地域移行部活動のチームの両方が大会に参加することはできない。

(3) 大会参加に際しては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険（スポーツ安全協会のスポーツ安全保険）等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

(4) 本規程において問題が生じた場合はその都度見直しを行うものとする。

附 則

この規程は令和5年4月1日より施行する。

付記（令和6年3月1日改訂）（令和8年2月27日改定）